

## 平成28年第2回隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 平成28年 4月19日 (火)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 平成28年 5月20日 (水) 14時30分宣告
4. 閉会(閉議) 平成28年 5月20日 (水) 16時01分宣告

### 5. 出席議員

1番 中 濱 堯 介	7番 高 松 照 佳	11番 吉 田 雅 紀
2番 並 河 孝 成	8番 米 澤 壽 重	12番 池 田 一
3番 齋 藤 昭 一	9番 池 田 信 博	13番 井 尻 義 教
4番 遠 藤 義 光		14番 平 田 文 夫
5番 柏 原 広 行		

### 6. 欠席議員

6番 竹 谷 実 10番 福 田 晃

### 7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 松 田 和 久	介護保険課長 藤 野 則 子
副広域連合長 山 内 道 雄	隠岐島前病院事務部長 天 草 巧
同 升 谷 健	隠岐病院事務部長 齋 藤 英 典
同 福 山 孝 行	同 総務課長 西 村 洋 一
同 室 崎 隆 司	同 経営課長 齋 賀 光 成
事務局長 川 崎 康 久	消 防 長 富 谷 輝 彦
総務課長 野 津 信 吾	同 次 長 久 永 吉 人
財政係長 原 幸 一	

### 8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

書記 山 崎 一 美

### 9. 会議録署名議員

11番 吉 田 雅 紀 12番 池 田 一

10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議長の諸報告 次ページ以下会議録参照
12. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし

- |                                    |             |
|------------------------------------|-------------|
| 13. 委員会報告書及び少数意見書                  | な し         |
| 14. 会議に付した事件                       | な し         |
| 15. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項             |             |
| (1) 広域連合長提出議案の題目                   |             |
| 同意第1号 隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について        |             |
| 報告第1号 平成27年度 消防事業特別会計予算繰越計算書について   |             |
| 議第30号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例       |             |
| 議第31号 隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例       |             |
| 議第32号 平成28年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第1号)   |             |
| 議第33号 平成28年度 介護保険事業特別会計補正予算(第1号)   |             |
| 議第34号 平成28年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第1号) |             |
| 議第35号 平成28年度 隠岐病院事業特別会計補正予算(第1号)   |             |
| 議第36号 平成28年度 消防事業特別会計補正予算(第1号)     |             |
| (2) 議員提出議案の題目                      | 該当なし        |
| (3) 議案の撤回及び訂正                      | 該当なし        |
| 16. 選挙の経過                          | 該当なし        |
| 17. 議事の経過                          | 次ページ以下会議録参照 |
| 18. 記名投票における賛否の氏名                  | 該当なし        |
| 19. 常任委員会委員の選任                     | 該当なし        |
| 20. 議会運営委員会委員の選任                   | 該当なし        |
| 21. 特別委員会委員の選任                     | 該当なし        |
| 22. 傍聴者                            | な し         |
| 23. その他                            | な し         |

## 議 事

### ○議長（平田 文夫）

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成28年第2回定例会が招集されたところであります。議員各位におかれましては、ご多忙のところをご参集いただきありがとうございます。

本定例会には、同意案件1件、報告案件1件、条例の一部改正2件、補正予算5件を含めた9案件の上程が予定されております。

議員各位の慎重審議を頂きまして、適切なご決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からでございますがよろしくお願い致します。

開会前に、去る4月1日付けで人事異動のあった執行部の自己紹介を演壇からお願いいたします。

富谷 輝彦消防長

### ○番外（富谷消防長）

4月1日付けで隠岐島消防本部消防長を拝命致しました富谷でございます。どうかよろしくお願い致します。

### ○議長（平田 文夫）

以上で自己紹介を終わります。

## 《開 会》 号 鈴

ただいまより、平成28年第2回 隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。本日の出席議員は先ほど報告のとおり出席12名、欠席2名でございます。

ただちに、本日の会議を開きます。

(開議宣告 14時 35分)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

## 《会議録署名議員の指名》

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、11番・吉田 雅紀議員、12番・池田 一議員を指名いたします。

## 《会 期 の 決 定》

日程第2 「会期の決定」の件を議題と致します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日5月20日、1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日、5月20日、1日間と決定致しました。

### 《諸般の報告》

日程第3 諸般の報告を致します。

諸般の報告につきましては、お手元に配布を致しました別紙 1 諸般の報告書を参照お願い致します。

### 《議案上程》

日程第4 議案上程の件を議題と致します。

議案上程に先立ちまして、広域連合長よりあいさつをお願いします。

(「議長 番外」の声あり)

番外 松田広域連合長

#### ○番外(松田広域連合長)

みなさんこんにちは。

平成28年第2回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第2回定例議会を招集させて頂きましたが、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

初夏のさわやかな時節を迎えましたが、皆様方にはいよいよご盛栄のこととお慶び申し上げます。

皆さま方ご承知のとおり、先月14日から断続的に続く熊本地震は、震度7を計測し、熊本県熊本地方、阿蘇地方を中心に甚大な被害をもたらされたところであります。

隠岐広域連合立隠岐病院災害派遣医療チームも4月17日・18日の2日間、現地での支援活動に参加をさせて頂き、また広域連合の消防本部緊急消防援助隊も出動準備要請を受け、小隊を編成・待機しておりますが、その後要請が今のところ入っておりません。従いまして出動は致しておりませんが、要請がございましたら、速やかに出動をさせて頂くように取りはかっているところでございます。

今回の大地震によりまして犠牲となられた方々のご冥福を改めて心からお祈りを申し上げますと共に、被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げ、一日

も早い地震の収束とともに普及・復興を願うものであります。

さて、今春の島根県人事異動により、室崎隆司氏が隠岐支庁長にご就任なされました。

本日、選任同意をお願いすべく議案を上程させて頂いておりますが、隠岐広域連合の発展にお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

特に彼の場合は、隠岐群島の出身でもございますので、大いに期待をいたしますのでよろしくお願いを致します。

「超高速船レインボージェット」について、平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの運航実績等をご報告申し上げます。

予定運航数 998 便の内、欠航数 113 便、延べ乗客人数 103,226 人であり、就航率 88.7%となりました。これは前年度の運航状況と比較し、欠航数 32 便増、延べ乗客人数 201 人減、就航率 3.1%の減となっております。

これまで同様、今後も関係機関一同、「安全・安心」で高い就航率を維持し、交流人口の拡大が図られますよう努力して参る所存でございます。

次に病院事業について、でございますが、医師、看護職員等医療従事者の慢性的な不足が引き続き課題となっており、4 月初旬に医師等医療従事者招聘のため、島根大学医学部を始め、県立中央病院・こころの医療センター・鳥取大学医学部等々にご挨拶と医師派遣のお願いに出向いたところでございます。

医療従事者の問題につきましては、引き続き、全身全霊を打ち込む所存でございます。

議員各位におかれましても、情報提供、ご助言、ご協力を賜り、島前島後一丸となって問題解決を図って参りたいとこのように考えておりますので、引き続きお願い申し上げご挨拶に代えさせて頂きたいと思っております。

#### ○議長（平田 文夫）

同意第 1 号 隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について を議題と致します。

同意第 1 号 隠岐広域連合副広域連合長の選任同意については、室崎 隆司氏の一身上の案件であると認められますので、除斥したいと思います。

室崎 隆司氏の退場を求めます。

（室崎隆司氏の退場を確認）

只今、議題となりました同意第 1 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長・番外」の声あり）

番外 松田広域連合長

#### ○番外（松田広域連合長）

それでは、今定例会に提案させていただきました議案につきまして、提案理由

のご説明を申し上げます。

お手元の議案書の1ページをお開き下さい。

同意第1号

「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」であります。山岡副広域連合長が、3月31日付をもって辞職されたことに伴い、新隠岐支庁長であります、室崎隆司氏を、隠岐広域連合規約第12条第3項の規定に基づき、隠岐広域連合副広域連合長に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞよろしく願います。

○議長（平田 文夫）

以上で、提案理由の説明を終わります。

この際「質疑」・「討論」を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

日程第5 これより「採決」を行います。

同意第1号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」を、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

（「起立全員」）

「起立・全員」であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

室崎隆司氏の入場を許します。

（室崎氏の入場、着席）

只今、全会一致をもって隠岐広域連合副広域連合長に選任同意されました。

室崎隆司氏に、就任の挨拶をお願い致します。演壇にてお願い致します。

○番外（室崎副広域連合長）

先ほど隠岐広域連合副広域連合長に選任頂きました室崎隆司でございます。

冒頭に松田連合長さんからご紹介のあったように、私は両親共に隠岐の人間でございます。私自身も隠岐で生まれて15歳まで隠岐で育てて貰いました。そうであるが故に、島後、西ノ島、中の島、知夫村それぞれ海に囲まれております。

けれども、海という存在がどんなものであるかということは子供ながらに感じて育ったつもりです。

4町村ございますけれども、それぞれに個性があり、それぞれに強みを持っていらっしゃる。一方で16歳から隠岐から離れている方が多かったですけれども、本土側から隠岐を見た場合に、やはり隠岐は一つとして考えられ受け止められている。

私としては、それぞれ4つの町村がまずは個性を磨き、強みを発揮していくことが基本だとは思っていますが、他方で隠岐ならではの課題がございます。その課題を解決、対処していくところがこの隠岐の広域連合の存在ではないかと、私自身は認識をさせて貰っているところです。私としてはそれぞれの島に入りながら隠岐全体の島民の方々がもっと幸せになるように一生懸命努めてまいりますのでよろしくお願い致します。

#### ○議長（平田 文夫）

##### 《 議 案 上 程 》

日程第6 議案上程の件を議題と致します。

報告第1号 平成27年度 消防事業特別会計予算繰越計算書について から

議第36号 平成28年度 消防事業特別会計補正予算（第1号）までの8案件を一括して議題と致します。

只今、議題となりました、8案件について、提出者から、提案理由の説明を求めます。

（「議長・番外」の挙手あり）

番外 松田広域連合長

#### ○番外（松田広域連合長）

それでは、報告第1号「平成27年度消防事業特別会計予算繰越計算書について」から、議第36号「平成28年度消防事業特別会計補正予算（第1号）」までの8件について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書2ページから3ページをお開き下さい。

#### 報告第1号

「平成27年度消防事業特別会計予算繰越計算書」についてご説明申し上げます。

平成27年度予算でアナログ無線周波数削除業務において、アナログ無線周波数使用時期を平成28年3月31日までにしたことにより、当該業務を5月末日まで変更したため、別紙の繰越計算書のとおり平成28年度に繰り越すことといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する

ものでございます。

次に議案書の4ページをお開き下さい。

### 議第30号

「**隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例**」について、ご説明申し上げます。

地域支援事業の新規事業であります、在宅医療介護連携整備事業、生活支援体制整備事業、認知症施策推進事業の3事業につきまして、平成28年度中に構成町村の実施計画に基づき、事業実施が可能となるよう、附則に規定してごさいます実施時期を改めるものでございます。

施行日は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものでございます。

次に議案書の5ページから15ページをお開き下さい。

### 議第31号

「**隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例**」について、ご説明申し上げます。

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する政令」の一部改正に伴いまして、調理用器具及び電気調理用機器の規定等を改正し、併せて条例中、「消防長(消防署長)」の表記を「消防長」に改めるものでございます。

施行日は、公布の日からでございます。

次に、議案書の16ページから17ページをお開き下さい。

### 議第32号

「**平成28年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第1号)**」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費で人事異動等に伴い人件費を増額させていただきます。

歳入につきましては、分担金及び負担金、県支出金、諸収入を増額するものがあります。

従いまして、歳入歳出それぞれ1,964万1千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億3,184万5千円とするものでございます。

次に、議案書の18ページから19ページをお開き下さい。

### 議第33号

「**平成28年度 介護保険事業特別会計補正予算(第1号)**」について、ご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費で人事異動等に伴い人件費を減額、番号制度導入に伴うシステム改修委託料を増額するものでございます。また地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費で、社会保障充実分として新規4事業



を行うこととしたため、委託料を増額し、基金積立金を減額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ1,884万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ33億9,582万3千円とするものでございます。

次に、議案書の20ページから21ページをお開き下さい。

#### 議第34号

「平成28年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

補正予算第2条では、医師住宅車庫整備事業を実施するため、資本的支出の建設改良費を増額し、資本的収入では企業債及び出資金を増額するものでございます。

補正予算第3条では、今回の補正に伴い、企業債の限度額を改めるものでございます。

次に、議案書の22ページをお開き下さい。

#### 議第35号

「平成28年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

補正予算第2条は、収益的収入及び支出を補正するものであり、第1項の医業費用で、人事異動に伴い給与費を減額するものであります。

補正予算第3条は、人件費の減額に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を減額するものでございます。

次に、議案書の23ページから24ページをお開き下さい。

#### 議第36号

「平成28年度消防事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、人事異動に伴い人件費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、県支出金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ1,123万8千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億1,763万5千円とするものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### ○議長（平田 文夫）

以上で提案理由の説明を終わります。

## 《質 疑》

日程第7 これより質疑を行います。

報告第1号 平成27年度 消防事業特別会計予算繰越計算書についてから  
議第36号 平成28年度 消防事業特別会計補正予算（第1号）までの、8  
案件について質疑を行います。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 14時 57分）

## 【全 員 協 議 会】

○議長（平田 文夫）

全員協議会を開きます。

（全員協議会開会宣告 14時 57分）

報告第1号 平成27年度 消防事業特別会計予算繰越計算書について質疑  
を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 久永消防次長

○番外（久永次長）

それでは報告第1号 平成27年度 消防事業特別会計予算繰越計算書につ  
いて説明を申し上げます。

資料につきましては、議案書の2頁～3頁及び資料2 議案に関する参考資料  
の1頁でございます。

説明については資料2の1頁をご覧ください。

先ほど広域連合長から説明がありましたように、アナログ無線周波数削除業務  
委託料の繰越明許について平成26年度に消防救急デジタル無線整備事業が完了  
致したところでございます。平成27年度の当初予算要求時には、年度内にアナ  
ログ無線を廃止して周波数削除業務を完了すると云うことでございましたが、全  
国の消防本部の中にはまだデジタル無線の整備が終わっていない消防本部がご  
ざいまして、隠岐の島町で有事の際にその消防本部が応援に来て頂いたときには、  
アナログ無線でしかコミュニケーションが出来ないという理由から、県下の消防  
長で協議をしました結果、27年度末まではアナログ無線を運用しようというこ  
とが年度内のところで決まりまして、3月31日まではアナログ無線を使うとい  
うことで翌年度の28年度にならなければ削除業務が出来ないということになり  
まして繰越を行ったものです。

繰越額につきましては、2,500千円でございます。議案書の3頁に書いてある

金額でございます。これにつきましては全て執行済みでございます。

以上です。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました報告第1号について質疑はございませんか？

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第30号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 藤野介護保険課長

○番外（藤野介護保険課長）

資料2 議案に関する参考資料 2頁をお開き下さい。

隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を致します。

条例改正の概要につきましては、新規地域支援事業につきまして、施行予定日を前倒しして行うものであります。

要点は、地域支援事業の在宅医療介護連携事業、生活支援体制整備事業、認知症施策推進事業の3事業について、平成30年度からの施行を予定しておりましたが、平成28年度中に各町村の実施計画に基づき実施が可能となるように附則経過措置について所要の改正を行うものであります。

施行期日は交付の日からで、規定は平成28年4月1日から適用するものでございます。

次に3頁の新旧対照表をご覧ください。

中程の第3条第2項が在宅医療介護連携事業、第3項が生活支援体制整備事業、第4項が認知症施策推進事業でございます。下線部のとおり平成30年3月31日を平成28年3月31日に改める改正となっております。

次に5頁をお開き下さい。

新規地域支援事業についてご説明致します。

①介護予防事業、②包括的支援事業・任意事業は現行の地域支援事業でございます。①、②とも介護給付費見込額の2%以内、さらに事業全体で介護給付費見込額の3%以内が事業費の上限となっており、ご承知のとおり隠岐広域連合の給付費は30億円、その3%は9,000万円の予算枠で事業を実施しております。

右の新②をご覧ください。

既存の包括的支援事業・任意事業に新たに4事業が平成27年度の制度改正にて追加されました。4事業につきましては下段に記載されています。

生活支援体制支援事業・生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等を行う事業。

認知諸施策推進事業・・認知症の早期診断・早期対応や地域支援推進員による  
相談対応等を行う事業。

在宅医療・介護連携推進事業・・医療・介護関係者による会議の開催、研修等  
を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に  
提供する体制を構築する事業。

地域ケア会議推進事業・・地域のネットワークの構築、地域課題の把握等を推  
進する事業。

当初隠岐圏域では、各町村の検討期間、準備期間が必要でありましたので猶予  
期間の最長である平成30年4月1日を開始予定としておりましたが、その後町  
村と協議を重ね、「事業開始出来るものから実施したい」との意向がありました  
ので、各町村の計画を基に事業を開始することとし、今回の条例改正に至ったと  
ころです。

また、この事業に伴い補正予算を計上していますので後ほどご説明致します。  
以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第30号について質疑を行います。

質疑はございませんか？

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に**議第31号 隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例**について  
質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 久永消防次長

○番外（久永消防次長）

議第31号 隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例について説明  
を申し上げます。

資料につきましては、議案書5頁～15頁、資料2 議案に関する参考資料の  
2頁及び6頁～27頁

議案に関する参考資料 2頁

改正の概要でございますが、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対  
象火気器具等の取り扱いに関する条例」の制定に関する基準を定める省令、略し  
て「対象火気省令」というものでございますが、これの一部改正に伴いまして関  
係条文について所要の改正を行うものでございます。

要点につきましては、最大入力値が5.8KWである電磁誘導加熱式調理器具、俗  
にIH調理器具というものでございますが、多く流通するようになったために、

同器具に係る離隔距離について、別表第3に追加するものでございます。

また、別表第3中、注釈及び備考欄の表記を改める等所要の規定の整理を行うとともに、先ほどの説明でありました条例中「消防長（消防署長）」を「消防長」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、交付の日です。

議案書の13頁をお開き下さい。

縦書きで電気調理器具と記載のあるのがIH調理器具のことです。この電の中に5.8KWが加わったものでございます。5.8KWのところの数字は距離です。

5.8KWのところには10、注2とありますがこれは、発熱体の外周から取らなければいけない距離という解釈でございます。

15頁をご覧下さい。

備考3で「不燃」についての説明がございまして、IH調理器具を置いたところの周りが「不燃」かそうでないかで数字が違うことの説明があります。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第31号について質疑はございませんか？

○9番（池田 信博）

説明を受けて、議案の表を見ているんですけど、全然わからない。説明の意味がわからない。もう少しわかりやすく説明が出来ないものでしょうか。

現場がわからなかったら、表を見ても何KW以下の表記になっていて、それがどういうものかというのが全然わからない。もう少し私にもわかるように説明してください。

○番外（久永消防次長）

失礼致しました。一番わかりやすく申しますと、ガスに火がつかない平べったい調理器具で電気が流れるものが電磁調理器具でIHというもの。その総称が電気調理器具というものです。

今までは出力自体が小さかったのが、だんだん大きく5.8KWというものが流通し始めたというところで、全国でこの条例のなかに5.8KWの場合にはこれだけの距離を設けるようにしようというのが新たに加わったというのが、長いタイトルの対象火気省令の中身でございます。ガスグリトルという言葉でインターネット等で検索して頂いたら色々なのが出てくるんですが、機器のサイズは大型になりまして、まだ一般家庭にはそこまでは出回ってないのかと思いますが、必要がございましたら後日カタログ等出したいと思いますが、本日は準備をできてございませんのでご勘弁願いたいと思います。

条例につきましては全て隠岐広域連合火災予防条例なので、隠岐島民においては全てこの条例に従わなければいけないこととなります。

○9番（池田 信博）

これがわからないといっている。上方250、側方200、後方200とかの数字は何処を計ってこういう数字か。

○番外（久永消防次長）

発熱体自体がガスコンロの真四角のものでありますと、真四角のものの端から何センチとなりますが、発熱体が真ん中にしかないものだと、発熱体の真ん中の外周のところから何センチあけてくださいと読み方になります。それが注2に書いてある説明になります。

○9番（池田 信博）

実物を見なかったらわからないといっている。わかるのみんな。みんながわかったらもういい。

○番外（久永消防次長）

実物はこちらに持ってきておりませんので、後日の資料提出でよろしいでしょうか。

○9番（池田 信博）

図面で示して、図面で。素人はわからないよ、家にはあるけれど、どこから何処までが200なの、300なの。

○番外（久永消防次長）

今度お示しする図面にはその寸法も入れて、ペーパーを準備しますのでよろしくお願い致します。

○3番（齋藤 昭一）

今そこに（議場）日の丸があるんですけど、あれが中心から云って貰えればいくらかわかるのではないですか。

○番外（富谷消防長）

日の丸を電磁調理器とします。真ん中に発熱体がありますが、上方というのは平面に起きますので上の距離、側方が両側、後方は後ろ、前方は前となります。調理器の場合は発熱体がありますので、発熱体の距離はここからの距離となります。電磁調理器だけでなく普通のガス台も同じこととなります。

ガスの調理器の場合は、あくまで器具の外側からの距離となります。ガスの場合は、ガスの元栓がありますが、それはあくまでも対象外で、あくまで設備器具からの距離となります。

○9番（池田 信博）

そこに何があるのか。

○番外（富谷消防長）

システムキッチンの場合は、壁とかがあると思うんですけど、何もなければ距離は該当しません。あくまでも可燃物等があった場合の距離となります。

○9番（池田 信博）

何にもあるわけがないじゃないですか。

○番外（富谷消防長）

あった場合には、側方の距離、上、前後の距離があります。それが条例のとおりとなっています。

○9番（池田 信博）

普通の家の台所だったら、それに引っかかることはないですね。

○番外（富谷消防長）

そうですね。不燃物であれば不燃物の場合の離隔距離と不燃材以外の距離はありますが、距離に該当しなければ別に問題はありません。

○議長（平田 文夫）

いいですか。あとで資料を提出してください。

○番外（富谷消防長）

後日資料を提出したいと思います。

○議長（平田 文夫）

ほかにありませんか。

○3番（齋藤 昭一）

これは施行する大工さんなどはわかっていることですよね。我々はわからなくても。それに沿ったことで台所を作るわけでしょう。それは徹底されておるわけでしょう。

○番外（富谷消防長）

普通厨房に関しては、周りには不燃材が使われていますので、それに関して大工さんは知っておられます。

○議長（平田 文夫）

この件に関しては、後からしっかりと資料を出してください。

他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第32号 平成28年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 野津総務課長

○番外（野津総務課長）

それでは一般会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

説明資料は、資料1 予算に関する説明資料をご用意下さい。

4頁 歳出

2款 総務費 1項 一般管理費です。

こちらは4月の人事異動と平成27年度の人事院勧告を実施したことによります人件費の増が主な内容でございます。

当初予算では隠岐の島町との人事交流の交流職員は「なし」と云うことで当初予算を作っていましたが、その後人事交流職員1名を考えました。今回4月1日の人事異動で、隠岐の島町さんとの人事交流1名を一般会計、一般管理費で計上したことによりまして1名分の増となっております。また、人事異動による職

員の構成が変わりまして2名ほど当初予算よりも年齢がアップした状況でございます。これが大きな要因ということになっております。

### 3目 超高速船・フェリー管理費

こちら4月の人事異動・人事院勧告によります人件費の減でございます。こちらは人事異動によりまして職員の年齢が下がったということでございます。

### 4目 仁万の里管理費

こちら27年度の人事院勧告の増と19節の負担金補助及び交付金でございますが、本来だと当初予算で勸奨退職として算定しなければならなかった退職手当の特別負担金でございますが、これを当初予算では自己都合退職ということで算定しており、算定し直してこのように増額となっております。

歳出は以上でございます。

歳入の説明を致します。

### 2頁 歳入

1款 分担金及び負担金 1目 一般会計総務費負担金で先ほどの一般管理費人件費の増分を本負担金で対応させて頂くものです。

5目 一般会計超高速船・フェリー負担金でございますが、こちら超高速船・フェリー管理費減分を本負担金で対応致します。

6目 一般会計仁万の里管理費負担金ですが、人件費増分をこちらの負担金で対応するものです。

3款 県支出金、しまね地域医療センター派遣職員、今年度から1名いますが、島根県から負担金を頂けるということで3,899千円を補正額として計上しています。

7款 諸収入でございますが、仁万の里人件費増に伴いまして、博愛から頂く負担金も1,001千円増ということで計上させて頂いております。

簡単ですが以上でございます。

### ○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第32号について質疑はございませんか？

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第33号 平成28年度 介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 藤野介護保険課長

### ○番外（藤野介護保険課長）



それでは資料1 予算に関する説明書 12頁をお開き下さい。

平成28年度 介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明致します。

今回補正予算は14,840千円を増額し、歳入歳出共に3,395,823千円とするものでございます。

歳出から詳細について説明致します。15頁をお開き下さい。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費が11,664千円を増額、これは給料、共済費、負担金補助及び交付金で人事異動に伴う人件費の増減で合わせまして929千円の減額、委託料は、番号制度導入に伴うシステム改修費の増額で、これについては後ほど最後のところで詳細を説明させていただきます。

3款 地域支援事業費、2項 包括的支援事業・任意事業費は9,201千円を増、これは先ほど条例改正のところでも説明致しましたが、新規4事業の実施に伴う増額でございます。

4款 基金積立金 △2,025千円、これも新規4事業の実施で減額となりました。保険料の余剰分が減額になったということでございます。

歳入について説明致しますので13頁をお開き下さい。

2款 分担金及び負担金、1目 介護保険事業費負担金 11,664千円を増額は先ほどの歳出、一般管理費の増額によるものでございます。

3目 地域支援事業負担金（包括的支援事業・任意事業）につきましても、1,794千円を増額、先ほどの地域支援事業費の財源であります19.5%にあたります。町村毎の負担金額につきましても、説明欄の記載のとおりでございます。

4款 国庫支出金、2項 国庫補助金、3目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）3,588千円を増額、これも新規4事業の実施に伴う地域支援事業交付金の増額で、これは財源の39%にあたります。

6款 県支出金、2項 県補助金、3目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1,794千円を増額、これも新規4事業の実施に伴う地域支援事業交付金の増額で、財源の19.5%にあたります。

歳入の方は以上でございます。

最後に資料2 議案に関する参考資料 31頁をお開き下さい。

歳出の一般管理費委託料の番号制度改修に伴います設備整備について説明致します。

これまでの経緯については、番号制度の開始に伴うシステム整備について、広域連合及び一部事務組合で介護保険事業を行っている保険者は多額の費用が必要になると見込んでいましたが、国は明確な指針を示していませんでした。

構成町村においても番号制度に伴う必要な整備を行っており、隠岐広域連合でも同様の整備をすることになると二重整備になってしまうことから、県内の4広域保険者合同で島根県に相談の上、総務省及び厚生労働省に対して構成町村の

設備を利用して番号制度上必要となる情報提供等を行うことについて見解を求めました。

平成 27 年 10 月になり、総務省から構成町村の設備を利用することが可能となりました。

平成 27 年 12 月末になり、厚生労働省から総務省と同様な見解が示されました。

その後システム会社に見積もり等を依頼し、経費を比較したのが、イ経費比較表でございます。

① 広域連合で設備整備をした場合、合計で 45,857 千円、②町村の設備を利用した場合、12,593 千円、この差が 35,264 千円です。①の案は 5 年ごとに機器の更新が必要で、約 1,300 万円と見積もりが出ております。②の広域連合で設備をせず町村の設備を利用した場合は、広域連合としての経費は大きく下がりますが、町村のシステムで介護データを取り扱うような改修が必要になり、その予算については各構成町村にて予算措置が必要となります。

4 町村合わせまして、構成町村側で必要な経費が 900 万円という見積もりがでました。広域連合独自で設備整備するより、それを合わせましてもコストの削減が可能となるということです。

結論としまして、総務省より厚生労働省の見解を受けて平成 28 年 3 月に構成町村と協議を行った結果、②案のとおり広域連合独自で整備することなく、構成町村の設備を利用して番号制度に対応することとし、この度の補正予算で 1,259 万 3 千円計上したところです。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第 33 号について質疑はございませんか。

○9 番（池田 信博）

この地域支援事業で、先ほどの説明でそれぞれが 2%、全体で 3%ということになっておりますけど、この説明を何故そういうふうになったかということ詳しく説明してください。

○番外（藤野介護保険課長）

これは 2%と、全体で 3%といたしますのは、介護保険制度で決められたものでございます。

○9 番（池田 信博）

全体で 3,000 万円ほど違うわけだけれど、トータルで 4%だったら 1 億 2,000 万円の予算になるわけだけれど、3%以内でやるということで 9,000 万円計上されている。そうでしょう。

制度とは云え、1%分少なくなってなにか不都合はないの。

○番外（藤野介護保険課長）

先ほどの資料（資料 2 5 頁）①②とも 2%以内、全体では①②合わせて 3%以内というのが取り決めになっておりますので、9,000 万円より多く取れることはございません。

○9 番 (池田 信博)

それはわかっている。この制度で不都合はないかと聞いているんです。制度で決まってもあと 3,000 万円あったらもっと多くのサービス事業が出来るということはないのかと云う話はないのか。

○番外 (藤野介護保険課長)

この度の 4 事業の追加で、広域連合で約 1 億 2,000 万円位の予算を取ることが出来ます。これまで 9,000 万円の中で出来なかったことが、ケア会議とかの事業が追加の中で振り替えて出来るようになったり、コーディネーターなどの人件費についても、4 事業の追加分のところでも取れるようになってきますので、財源が少なく困るようなところは今のところありません

○9 番 (池田 信博)

その 3,000 万円分はいつから取れるようになるの。

○番外 (藤野介護保険課長)

新規 4 事業分については、条例改正をしましたので 28 年 4 月から開始致します。3,000 万円というのがちょっとわからないのですけれど。

○9 番 (池田 信博)

さっき 1 億 2,000 万円の事業が出来るとおっしゃったでしょう。3,000 万円分はいつからその事業が出来るわけ。

○番外 (藤野介護保険課長)

3,000 万円ではなく、これまでの 9,000 万円プラス 1 億 2,000 万円の予算が取れると云うことです。(合計で 2 億 1,000 万ですね) そうです。

○議長 (平田 文夫)

他にありませんか。

(「質疑なし」の声を確認)

質疑なしと認めます。

ここで 10 分間休憩致します。

(会議休憩宣告 15時 35分)

○議長 (平田 文夫)

全員協議会を再開致します。

(会議再開宣告 15時 45分)

次に議第 34 号 平成 28 年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第 1 号)について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

(「議長 番外」の声あり)

番外 天草隠岐島前病院事務部長

○番外 (天草島前病院事務部長)

平成 28 年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算 (第 1 号) について説明を

致します。

支出についてから説明致します。

資料1 予算に関する説明書 24頁をお開き下さい。

4条予算 施設整備費ですが、5,336千円増額をし、80,722千円とするものです。これにつきましては、医師住宅の車庫3台分の整備に係る経費でございます。

詳細については、資料2 32頁をお開き下さい。

医師住宅でございますが、敷地内に4台分の車庫がございます。この内、今回整備致します3台分でございますが、医師住宅が建設されました当初からあるものでございまして、約30年が経過をしているものでございます。

今年の1月の中旬でございましたが強風によりまして、過去に補修もしておりましたが、トタンが剥がれてしまい応急的な処置をしておりますが、早い時期に更新が必要になると云うことで補正の対応をするものでございます。また、これに併せまして車庫の裏側ののり面も崩れてきているという状況でございました。今回車庫の整備に併せまして擁壁等の整備も行うと云うことで予算を計上しております。

収入 資料1 23頁

補正額の内、260万円を企業債、2分の1を町村負担金とします出資金として266万8千円、端数の6万8千円を内部留保資金から補填をするものでございます。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第34号について質疑はございませんか？

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第35号 平成28年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 齋賀経営課長

○番外（齋賀経営課長）

隠岐病院事業特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

資料1 予算に関する説明資料 25頁をお開き下さい。

収益的収入及び支出の支出について補正をするものでございます。

病院事業費用、医業費用、給与費におきまして、16,614千円を減額するものでございます。

内容につきましては給料、手当、法定福利費については、人事異動による減額でございますが、大きな要因としましては医師 1 名の退職に伴いまして大きく減額となるものでございます。

26 頁をお開き下さい。

退職給与費負担金について、増額をするものであります。

退職給与費につきましては、今年度末に退職をしたいとの届け出が 2 名ございました。これに伴いまして退職特別負担金を増額するものであります。負担金につきましては当初隠岐の島町からの職員派遣が終了と云うことでもございましたが、今年度も 1 名引き続き派遣を頂くことになりました。それに伴いまして 938 万円を増額するものでございます。

以上によりまして、隠岐病院 28 年度の収支につきましては、総額で 1 億 4,613 万 4 千円の赤字の予算となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第 35 号について質疑はございませんか？

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第 36 号 平成 28 年度 消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。

執行部より詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

（「議長 番外」の声あり）

番外 久永消防次長

○番外（久永消防次長）

平成 28 年度 消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明を申し上げます。

資料 1 33 頁をお開き下さい。

歳入歳出共に 11,238 千円を補正し、総額を 617,635 千円とするものです。

34 頁をお開き下さい。

歳出につきましては、総務費、総務管理費におきまして人事異動、人事院勧告及び標準報酬制度導入に伴い人件費を増額するものでございまして、2 節 給料が 2,225 千円の増、3 節 職員手当等が 5,609 千円の増、4 節 共済費が 5,452 千円の増、19 節 負担金補助及び交付金が退職手当負担金の負担率の変更に伴いまして 2,048 千円の減、併せまして 11,238 千円の増でございます。

歳入につきましては、1 節 構成団体負担金が 10,594 千円の増、構成団体の負担金につきましては説明欄の表のとおりでございます。県支出金につきましては、島根県消防学校教官派遣職員の負担金が 644 千円増でございます。

35 頁以降は給与明細等がございますので後ほどご覧下さい。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

ただいま説明のありました議第36号について質疑はございませんか？

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

全員協議会を閉じ、本会議を再開致します。

（全員協議会閉会宣告 15時 52分）

（本会議再会宣告 15時 52分）

【本 会 議】

《 質 疑 》

○議長（平田 文夫）

本会議を再開致します。

（本会議再開宣告 15時 52分）

質疑を終わります。

《 討 論 》

日程第8．これより討論を行います。

議第30号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例から  
議第36号 平成28年度 消防事業特別会計補正予算（第1号）までの7案件  
を、一括して討論に付します。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

以上で「討論」を終ります。

《 採 決 》

日程第9．これより採決を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、議第30号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例から  
議第31号 隠岐広域連合火災予防条例の一部を改正する条例までの2案件  
について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、賛成の方は起立願います。

（「起立全員」）

起立「全員」であります。

よって、議第30号から議第31号の2案件については、**原案のとおり可決**されました。

次に議第32号 平成28年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第1号)から

議第36号 平成28年度 消防事業特別会計補正予算(第1号)までの5案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって 議第32号から議第36号までの5案件については**原案のとおり可決**されました。

#### 《 委員会の閉会中の継続審査 》

日程第10. 委員会の閉会中の継続審査について を議題と致します。

各常任委員長、特別委員長及び議会運営委員長から、審査を終えることの出来なかつた事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

申し出の内容は、お手元に配布の「申出一覧表」のとおりであります。

お諮り致します。

本案は、各常任委員長、特別委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、各常任委員長、特別委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査及び調査に付することに決定致しました。

以上をもって、本定例会の日程は全部終了し、今定例会に提出された議案は、すべて議了致しました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 15時 55分)

(「議長 番外」の声あり)

松田広域連合長

○番外(松田広域連合長)

閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、室崎新隠岐支庁長の副広域連合長の選任同意案件を始め、各特別会計補正予算など9件を上程させて頂きましたが、慎重ご審議を頂きまして先ほど原案どおり可決決定を賜り誠にありがとうございます。

さて皆様既にご案内のとおりであります。去る4月20日に「有人国境離島に関する特別措置法」が参議院本会議で可決成立されましたが、当法案は10年間の時限立法でございます。平成29年4月1日から施行されるものでございます。これまで内閣官房に設置されておりました「総合海洋推進事務局」が、この度内閣府に移転されまして、そこで所管されることになったと伺っております。指定地域でございますが、北から北海道の礼文、利尻、奥尻、新潟県は佐渡、石川県の舳倉島（へくらじま）からわが隠岐4島、長崎県が対馬、壱岐、鹿児島県が種子島、屋久島など8都道県71島でございまして、市町村数にして29市町村と伺っております。これが今回の法案の第1次指定の国境離島と云うことになっております。

目的でございますが、「有人国境離島の継続可能に関わります環境整備維持に努め、我が国の領海排他的経済水域の保全に資する」というのが目的でございます。そうして方針は「当該離島地域の保全と離島の地域社会の維持に政府が必要な施策を講ずる」ということでございます。

例えば、保全で云いますと国家機関を設置する、或いは不法入国防止体制の強化、それから広域見地からの保全、また、維持につきましては運賃の低廉化、物資購入負担の軽減、雇用の拡大そして漁船、漁業への助成、こういったような国境離島をこれ以上疲弊させると国防上に問題が出てくると云うことからこういう制度が生まれてきた。

こういった中で国境離島であります我々隠岐4島がどのような施策を今後求めていくのか、考えていくのが国だけではなくて、市町村でも大いに考えて頂くというところでございまして、国が作る方針そのものに市町村もいろいろな提案・提言・意見が求められるというように大きく内容が変わってきたと先般上京した折りにお話を伺ったと云うことでございます。

これから整備がされまして来年の4月1日に施行になりますが、「今までにない町作りが新たな展開として出てくる」。我々も大いに期待をして見守っていくべきではないか。このように考えておりますことを申し添えまして、閉会御礼のあいさつに代えさせて頂きます。

本日は誠にありがとうございました。

#### ○議長（平田 文夫）

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

先ほど広域連合長も申したように、有人離島の措置法案が4月20日に可決されました。

まず、隠岐が求めているように航路の低廉化、住民移動の低廉化、貨物の低廉化が必ず成し遂げられるような計画を作ってちゃんとやってほしいとそう願っております。



本日は議員各位におかれましては慎重審議を頂き、適切な議決を賜りありがとうございました。速やかな議事進行にご協力を頂きましたことにつきまして重ねてお礼を申し上げたいと思います。

本日はこれをもって散会し、平成28年第2回隠岐広域連合議会定例会を閉会いたします。

(本会議閉会宣告 16時 01分)

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するためにここに署名をする。

平成28年            月            日

隠岐広域連合議会議長 \_\_\_\_\_

隠岐広域連合議会議員 \_\_\_\_\_

隠岐広域連合議会議員 \_\_\_\_\_